

資料4に係る記載方針等の整理についての進め方

資料4の記載方針等の整理

ヒアリング予定 11/15, 11/22

➡資料「共通12 資料4の記載方針等の整理」に整理方針について示す。

・以下2点の整理方針について調整する。
(1) 資料4として、評価パターンごとに、説明を行う評価項目の設定についての整理の考え方。※
(2) (1)で整理した評価項目の、評価方法、評価条件等の設定についての資料4における説明内容。

※ (1)は、評価パターンとして添付書類の基本的な構成を整理する。分類は次の通り。

- ①耐震評価等の評価(計算)方針、評価書(計算書)で説明するもの
 - ②機能・性能に係る仕様の妥当性評価等の適合性説明書において構造設計等と合わせて説明するもの
- 添付書類等の構成から、次のステップで評価方法等の説明を行う評価項目の整理を行うことを考えている。
まずは、説明グループ1の評価について整理を行い、説明グループ1として説明する評価項目を確定する。

本文, 参考資料, 説明グループ1

ヒアリング予定 : 12/8

・11月で議論した内容を踏まえ、本文、参考資料への組み込み、説明グループ1の資料4について提示を行う。

12月 審査会合

共通 1 2 資料 4 に係る記載方針等の整理

- 「解析・評価等」の具体の設備等の設計については、以下に示す項目について整理し、説明を行う。
 1. 解析・評価等として説明すべき項目を漏れなく抽出する。
 2. 上記 1. で抽出した解析・評価等について、**評価パターン**で分類した上で、**評価項目**を設定する。
 3. **2. の評価項目**について評価方法、評価条件等の設定の考え方を説明する。
- 1. については、資料 2 を用いて、解析・評価等として説明すべき項目を漏れなく抽出する。
- 2. については、**評価パターン**として評価に係る**添付書類の基本的な構成を整理する**。**評価パターンの分類**としては、次の通り。
 - (1) **耐震評価等の評価(計算)方針、評価(計算)書により説明するもの、**
 - (2) **機能・性能に係る仕様の妥当性評価等の適合性説明書において、設備・機器の構造設計等と合わせて評価を説明するものとする。**

評価項目の設定は、**評価パターン**を踏まえた**添付書類の構成を整理し、3.において評価方法、評価条件等の説明を行う評価項目について説明する。**
- 3. については、**2. の評価項目**ごとに、**評価方法**について説明し、**評価方法に沿った評価のため、設定が必要な評価条件等を明確にし、各項目の設定の考え方を説明する。**

1. 解析・評価等として説明すべき項目の抽出

- 解析・評価等としての説明すべき項目は資料 2 を用いて、以下①、②の観点で整理することで漏れなく抽出する。
 - ① 資料2で要求種別を評価要求としている基本設計方針を洗い出し、解析・評価等の評価項目及び評価条件として適合性の説明に係る設計方針は、資料 2 の設計項目を「評価」とし、資料 4 として全て抽出する。
 - ② 資料2で要求種別を機能要求②としている基本設計方針を洗い出し、機能、性能の根拠となる仕様について確認を行い、その仕様が、容量等の数値の積み上げ、要求値との比較により、その妥当性を説明するものについて、評価として抽出する。

また、上記の機能、性能の根拠となる仕様（例：ファンの容量）を系統で達成する設備は、系統設計としての仕様（例：ファンの原動機出力、主配管の外径・厚さ）の設定根拠としての説明事項を、評価として抽出する。

上記の考え方を踏まえた、解析・評価等として説明すべき項目の抽出、整理イメージを次頁以降に示す。また、整理イメージに示す評価項目一覧表（MOX 説明グループ 1）を別紙 1 に示す。

解析・評価等として説明項目の抽出 イメージ

資料2 第10条 閉じ込め

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	設計説明分類	設計説明分類の設計項目	設計項目の考え方
11	(d)放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは、貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合においても漏えい検知器により検知し、警報を発する設計とする。グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることで、放射性物質を含む液体がグローブボックス及びオープンポートボックス外に漏えいし難い設計とする。 なお、グローブボックス及びオープンポートボックスからの漏えい防止に係る漏えい検知器の設計方針については、第2章「個別項目の「7.4その他の主要な事項」の「7.4.2警報関連設備」に示す。	機能要求② 評価要求				<p>基本設計方針等の設計方針の要求事項を担保、条件となる仕様表の仕様を記載。< >内は機種名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローブボックス(漏えい液受皿) ・オープンポートボックス(漏えい液受皿) ・低レベル廃液処理設備 漏えい液受皿液位 <p><核物質等取扱ボックス(漏えい液受皿)> ・主要寸法 ・主要材料</p>	<p>仕様表の仕様について、資料3,資料4などの設計説明分類の設計項目で展開が必要なのかを考え、該当する「設計項目の考え方」欄に展開対象となる仕様を記載する。また、仕様が適合説明のどこかの担保、条件となるのか、設計項目の考え方から読めるように記載する。</p>	<p>構造設計 (No11-1)</p> <p><関連する評価条件> ・許容限界(漏えい液受皿高さ)</p> <p>平面(評価条件:許容限界(漏えい液受皿高さ)) (No11-1)</p>	<p>・グローブボックス及びオープンポートボックスの底部を漏えい液受皿構造とすることについて、構造設計にて説明する。 ・漏えい液受皿は液体状の放射性物質等による腐食を考慮して、ステンレス鋼(主要材料)とし、溶接した構造とすることについて、構造設計にて説明する。 ・漏えい液受皿は漏えいを検知するために、検知器が設置できる構造とすることについて、構造設計にて説明する。 ・グローブボックス及びオープンポートボックス内に収納される貯槽等からの漏えい液の全量を漏えい液受皿で保持できることを評価するために特別に考慮する構造設計として、漏えい液受皿高さ(主要寸法)について、構造設計にて説明する。</p> <p>【仕様表】 <核物質等取扱ボックス(漏えい液受皿)> ・主要寸法(漏えい液受皿高さ) ・主要材料</p> <p>・漏えい液受皿を有するグローブボックス及びオープンポートボックスについて、グローブボックス及びオープンポートボックス内に収納される貯槽等からの漏えい液の全量を漏えい液受皿で保持できる設計(漏えい液受皿が必要な高さ)を有する設計であることを評価にて説明する。</p> <p>【仕様表】 <核物質等取扱ボックス(漏えい液受皿)> ・主要寸法(漏えい液受皿高さ)</p>

基本設計方針等の設計方針の要求事項を担保、条件となる仕様表の仕様を記載。< >内は機種名。

基本設計方針等の設計方針の要求事項に対して、解析・評価等により適合性を説明する評価項目、またその評価条件については、設計項目「評価」として整理。

資料3の構造設計等の適合性説明において展開。

※仕様表の仕様について、設計項目の考え方から示す構造設計等の展開に際して、設定根拠説明書で説明している内容が該当する場合は、資料3①「添付書類の詳細設計方針」欄に記載して展開する。

資料4 1. 評価項目一覧表

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	(評価/評価条件)	説明内容	※評価条件については適合性評価の中の評価条件の設定の考え方から説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
第10条 閉じ込めの機能 第21条 核燃料物質等による汚染の防止	10条-11	(a) 閉じ込め	<p>【評価】</p> <p>【評価条件】 許容限界(漏えい液受皿高さ)</p> <p>【仕様表(評価)】 主要寸法(漏えい液受皿高さ)</p>	漏えい液受皿を有するグローブボックス及びオープンポートボックスについて、グローブボックス及びオープンポートボックス内に収納される貯槽等からの漏えい液の全量を漏えい液受皿で保持できる設計(漏えい液受皿が必要な高さ)を有する設計であることを妥当性評価を説明する。	10条-① 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書(3.9.1 漏えい液受皿の高さ評価, 3.10.1 漏えい液受皿の高さ評価)
	10条-18	(a) 閉じ込め	<p>【評価】</p> <p>【評価条件】 許容限界(漏えい液受皿高さ)</p> <p>【仕様表(評価)】 主要寸法(施設外漏えい防止堰の高さ)</p>	施設外漏えい防止堰について、液体廃棄物を内包する貯槽等からの漏えい液の全量を施設外漏えい防止堰で保持できる設計(施設外漏えい防止堰が必要な高さ)を有する設計であることを妥当性評価を説明する。	10条-② 施設外漏えい防止堰の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込めの機能に関する説明書(3.9.2 堰の高さ評価, 3.10.2 堰の高さ評価)

資料2で設計項目「評価」として整理した評価項目、評価条件について、全て資料4の評価項目一覧表に展開する。

2. の整理を踏まえ、3. で、評価方法、評価条件等の説明単位である、評価項目を記載する。

2. の添付書類の構成整理を踏まえ記載する。

適合性評価そのもの場合は【評価】、適合性評価の中の1つの評価条件の場合は【評価条件】と記載。
また、仕様表の仕様の場合は、仕様表と記載した上で、上記分類を行う。

2. 評価パターンの分類と評価項目の設定

1. で抽出した解析・評価等の評価を、評価パターンごとに分類し、3.で説明を行う評価項目について添付書類の体系をもとに、説明する。

- 評価パターンとして添付書類の基本的な構成を整理にする。分類は次のとおり。

- (1) 耐震評価等の評価(計算)方針，評価(計算)書により説明するもの

- (2) 機能・性能に係る仕様の妥当性評価等の適合性説明書において，構造設計等と評価を合わせて説明するもの

- 上記，評価パターンを踏まえ，評価に係る添付書類の構成を整理し，3. で評価方法，評価条件等の設定方針について，説明を行う評価項目を説明する。

- 仕様表の仕様については，最高使用圧力，最高使用温度のように仕様表の仕様の根拠が，上記(1)の評価条件等となる場合は，(1)の評価(計算)方針，評価(計算書)と絡めて展開し，(2)の機能・性能に係る仕様の場合は，(2)適合性説明書と絡めて添付書類の構成の中に見えるように展開する。また，上記の仕様表の仕様の展開と合わせて，関係する設定根拠説明書（最高使用圧力，最高使用温度，ファンの原動機出力，主配管の外径・厚さ等）を展開する。

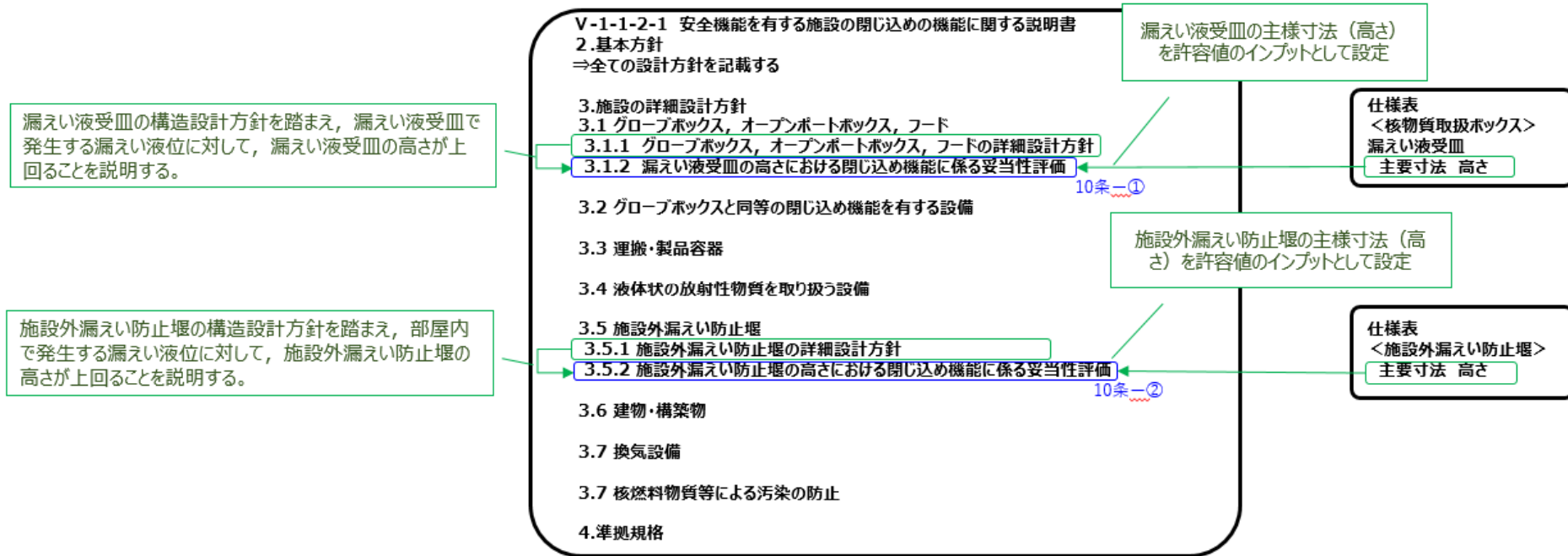
以降に，添付書類の構成を踏まえた，評価項目の整理方針のイメージを示す。また，説明グループ1の評価項目について，同様な整理を今後進めていく。

評価パターンの分類と評価項目の設定の整理イメージ

評価パターン（2）適合性説明書において、構造設計等と評価を合わせて説明するもの

【評価項目】

- 10条-① 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価 ※説明グループ1
- 10条-② 施設外漏えい防止堰の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価 ※説明グループ3



10条-① 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価

- グローブボックス内に設置する液体状の放射性物質を内包する貯槽からの液体状の放射性物質の漏えいに対して、構造設計の詳細設計方針で説明したグローブボックス底部を受け皿構造とし、漏えいの拡大を防止するために必要な高さを有する構造とすることの妥当性を評価で説明する。

10条-② 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価

- 部屋内に設置する液体状の放射性物質を内包する貯槽からの液体状の放射性物質の漏えいに対して、構造設計の詳細設計方針で説明した部屋に設置する施設外漏えい防止堰が漏えいの拡大を防止するために必要な高さを有する構造とすることの妥当性を評価で説明する。

3. 評価方法，評価条件等の設定の考え方について

2.で整理した評価項目ごとに，評価方法，評価条件等の設定の考え方を説明する。

- 評価方法は，評価の全体がわかるように，評価の目的，評価条件，許容値・許容限界，評価式の観点で説明するとともに，評価条件等の設定の考え方の概要を記載する。
- 評価条件等として設定の考え方は，評価方法で示した評価条件等の各項目に対して，設工認申請書の添付書類と同程度の記載内容で，それぞれの設定の考え方を説明する。また，評価条件等について，資料3の構造設計等と関連する場合及び，既認可からの変更がある場合は注記で記載する。

以降に，評価項目（10条－① 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価）の例示を示す。

10条-① 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価

1. 評価方法

放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスは，貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合に，グローブボックス及びオープンポートボックス底部を漏えい液受皿により，グローブボックス及びオープンポートボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込めることができる構造であることを評価にて確認する。

評価にあたって，対象となるグローブボックス及びオープンポートボックスを選定し，想定する漏えい量，漏えい液を保持する漏えい液受皿の面積，漏えい液受皿内の内装架台等による欠損部の体積から，漏えい液受皿に生じる漏えい液の漏えい高さを算出し，設計上定める漏えい液受皿の高さを超えないことを評価する。

以降の頁に示す評価条件等の設定の考え方の要約した内容を記載。

漏えい液受皿の高さの妥当性評価に係るプロセス

2. 評価対象の設定

【2.】放射性物質を含む液体を取り扱う貯槽等を設置するグローブボックス及びオープンポートボックスを対象に設定する。

3. 評価条件
3.1 漏えい量の設定
3.2 漏えい液受皿面積
3.3 欠損部の容積

【3.1】放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから，常時，液体が系統全体に供給されることはない。このため，最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし，当該機器の容量を漏えい量として設定する。
【3.2】漏えい液受皿の面積は，漏えい液受皿の内径とし，仕様表に示す寸法から部材長さを設定する。
【3.3】漏えい液受皿の範囲には内装架台等が存在することから，漏えい液位の算出においては，これら内装架台等の体積を欠損部の容積として扱う。

4. 許容限界（漏えい受皿高さ）

【4.】漏えい液受皿高さを許容限界とし，想定する漏えい量による漏えい液位が，漏えい液受皿高さを上回らないことを確認する。

5. 評価式

【5.】各評価対象で生じる漏えい液位は，下式より求める。
漏えい液位 = (漏えい量 + 内装架台等の容積) ÷ 漏えい液受皿面積

以降，評価方法で示した評価条件等の各項目ごとに，添付書類の記載程度で，具体的な設定方針を記載する。

2. 評価対象の設定

放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックスを対象に設定する。

MOX燃料加工施設は，放射性物質を含む液体として，液体廃棄物を取り扱う低レベル廃液処理設備及び分析済液を取り扱う分析設備のグローブボックスを対象とする。

<低レベル廃液処理設備> 吸着処理オープンポートボックス、ろ過処理オープンポートボックス

<分析設備> 分析済液中和固液分離グローブボックス、ろ過・第1活性炭処理グローブボックス、第2活性炭・吸着処理グローブボックス

3. 評価条件

3.1 漏えい量の設定

想定する漏えい量の設定は，対象となる設備の工程，構造，液体の保有量から，漏えい量を設定する。

(1) 低レベル廃液処理設備

低レベル廃液処理設備は，放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから，常時，液体が系統全体に供給されることはなく，オープンポートボックス内に設置する内装機器のうち，最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし，当該機器の全量を漏えい量として設定する。

(2) 分析設備

分析設備の分析済液処理装置は，放射性物質を含む液体の処理をバッチ単位で行う工程であることから，常時，液体が系統全体に供給されることはなく，グローブボックス内に設置する内装機器のうち，最大の保有量を有する1機器を漏えい対象機器とし，当該機器の全量を漏えい量として設定する。

3.2 漏えい液受皿面積

漏えい液受皿の面積は，漏えい液受皿の内径とし，仕様表に示す寸法から部材長さを設定し，日本産業規格に基づく漏えい液受皿の製作公差を考慮し，0.95を乗じて設定する。

3.3 欠損部の容積

漏えい液受皿の範囲には内装架台等が存在することから，漏えい液位の算出においては，これら内装架台等の体積を欠損部の容積として扱う。

欠損部は，漏えい液受皿高さまでに干渉する体積を欠損部として考慮する。

欠損部の容積は，設計図書の内装架台等の寸法より算出し，設定する。

4. 許容限界

漏えい受皿の許容限界は，漏えい液受皿高さを許容限界とし，想定する漏えい量による漏えい液位が，漏えい液受皿高さを上回らないことを確認する。※1

※1：グローブボックス（オープンポートボックス，フードを含む）の構造設計（説明Gr1）(10条-11)において，グローブボックス及びオープンポートボックスの底部を漏えい液受皿構造とすること，想定される漏えい液の量，漏えい液受皿の面積，内装機器等の欠損部の体積を考慮し，想定される漏えい液の全量が受けられる高さを有した構造とすることを示す。

5. 計算式

各評価対象で生じる漏えい液位は，以下の式より求める。

漏えい液位 = (漏えい量 + 内装架台等の容積) ÷ 漏えい液受皿面積

資料3の構造設計等と関連する評価条件については，注記により，関連する構造設計等と紐付を行う。

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価条 件)	説明内容	評価項目 ※評価条件については適合性評価の中の評価条件の設 定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)	
第5条, 第26条 地盤 第6条, 第27条 地震による損傷の防止	5条26条-5-3	(a) 【施設共通 基本設計方針】 B,Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	【評価条件】 許容 限界	Bクラス及びCクラスの施設の地盤の許容限界の 設定の考え方で説明する。	-	【Ⅲ-1-1-2】地盤の支持性能に係る基本方針	
	6条27条-14	(a)	有限要素モデル	【評価】	Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震 力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない ことを評価(機器:有限要素,質点系)にて説 明する。	※ 本文2の添付書類の構成を踏まえた評価項目の 整理を踏まえて今後追記する。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-2-2】グローブボックス消火装置の耐震計算書
		(b)	Sクラス設備(基準地震動 Ss)	質点系モデル	【評価】		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
		(c)	標準支持間隔	【評価】	Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震 力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない ことを評価(配管系:標準支持間隔法)にて説 明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針 ○タンバ(動的機能維持) <計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-2】タンバの耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】タンバの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-3-1】タンバの耐震計算書
	6条27条-17	(a)	有限要素モデル	【評価】	Sクラスの施設は、弾性設計用地震動Sdによる 地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地 震力に対しておむね弾性状態に留まる範囲で耐 えられることを評価(機器:有限要素,質点 系)にて説明する。	※ 本文2の添付書類の構成を踏まえた評価項目の 整理を踏まえて今後追記する。	6条27条-14(a) に同じ
		(b)	Sクラス設備(弾性設計用 地震動Sdによる地震力 又は静的地震力)	質点系モデル	【評価】		6条27条-14(b) に同じ
		(c)	標準支持間隔	【評価】	Sクラスの施設は、弾性設計用地震動Sdによる 地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地 震力に対しておむね弾性状態に留まる範囲で耐 えられることを評価(配管系:標準支持間隔 法)にて説明する。		6条27条-14(c) に同じ
	6条27条-22	(a)	耐震重要施設への波及的影響の考慮(機器・配管系)	【評価】	・波及的影響の考慮の「建屋内における下位クラス 施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設 への影響」のうち、構造強度を確保することにより 上位クラス施設に波及的影響を及ぼさない設計と する機器等が、必要な強度を有することを評価に て説明する。	※ 本文2の添付書類の構成を踏まえた評価項目の 整理を踏まえて今後追記する。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2】ラック/ビッド/棚の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-3】搬送装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-4】遮蔽設備の耐震計算書
		(b)	耐震重要施設への波及的影響の考慮(建物・構築物)	【評価】	・波及的影響の考慮の「建屋外における下位クラス 施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設 への影響」のうち、構造強度を確保することにより 上位クラス施設に波及的影響を及ぼさない設計と する機器等が、必要な強度を有することを評価に て説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-4】波及的影響に係る基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1-1】排気筒の地震応答計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1-2】排気筒の耐震計算書
	6条27条-26	(a)	常設耐震重要重大事故等 対処設備	質点系モデル	【評価】	常設耐震重要重大事故等対処設備が基準地震 動Ssによる地震力に対して必要な機能が損なわ れないことを評価(機器:質点系)にて説明す る。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
		(b)	標準支持間隔	【評価】	常設耐震重要重大事故等対処設備が基準地震 動Ssによる地震力に対して必要な機能が損なわ れないことを評価(配管系:標準支持間隔法) にて説明する。	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針	
	6条27条-31	(a)	常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響評価	【評価】	6条27条-22(b) に同じ	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-4】波及的影響に係る基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書 【Ⅲ-2-2-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震性に関する計算書
	6条27条-45	(a)	【施設共通 基本設計方針】 建物・構築物の静的地震力	【評価条件】 静的地震力	建物・構築物の耐震計算で用いる静的地震力に ついて設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1】耐震設計の基本方針
	6条27条-46	(a)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の静的地震力	【評価条件】 静的地震力	・ 機器・配管系の耐震計算で用いる静的地震力 について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針
	6条27条-53	(a)	【施設共通 基本設計方針】 建物・構築物の動的解析方法	【評価】 【評価条件】 動的解析法	・ 建物・構築物の隣接建屋の影響評価について 説明する。 ・ 建物・構築物の耐震計算で用いる動的解析法 について説明する。	※ 本文2の添付書類の構成を踏まえた評価項目の 整理を踏まえて今後追記する。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 【Ⅲ-2-4-2-1】建物・構築物(土木構築物以外)の隣接建屋に関する影響評価
	6条27条-56	(a)	土木建造物の動的解析	【評価】 【評価条件】 動的解析法	【2-1 構造設計等】の構造を踏まえた解析モデル の条件の設定の考え方を説明する。		【Ⅲ-1-1-5】地震応答解析の基本方針
	6条27条-57	(a)	【施設共通 基本設計方針】 建物・構築物の動的解析方法(組合せ方法)	【評価】 【評価条件】 動的解析法の組合 せ方法	・ 建物・構築物の水平2方向及び鉛直方向に係 る影響評価について説明する。 ・ 建物・構築物の耐震計算で用いる動的解析法 の組合せ方法について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-3-1-1】建物・構築物(土木構築物以外)の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する 影響評価
	6条27条-59	(a)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(解析モデル等の設 定の考え方:有限要素モデル)	【評価】 【評価条件】 解析モデル,寸 法,断面特性, 材料特性,質 量,動的地震力 の組合せ方法	・ 機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向に係 る影響評価について説明する。 ・ 機器・配管系の隣接建屋の影響評価について 説明する。	※ 本文2の添付書類の構成を踏まえた評価項目の 整理を踏まえて今後追記する。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-3-2-1】機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価 【Ⅲ-2-4-2-2】機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価
		(b)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(解析モデル等の設 定の考え方:質点系モデル)	【評価】 【評価条件】 解析モデル,寸 法,断面特性, 材料特性,質 量,動的地震力 の組合せ方法	・ 機器・配管系の耐震計算で用いる解析モデル の設定の考え方,解析モデルの条件となる寸法, 断面特性,材料特性及び質量の設定の考え方 並びに動的解析法の組合せ方法について設定 の考え方を説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 【Ⅲ-2-3-2-1】機器・配管系の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価 【Ⅲ-2-4-2-2】機器・配管系の隣接建屋に関する影響評価
		(c)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(解析モデル等の設 定の考え方:標準支持間隔)	【評価】 【評価条件】 解析モデル,寸 法,断面特性, 材料特性,質 量,動的地震力 の組合せ方法			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
		(d)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(機器の耐震支持方針又は固 有周期・拘束条件の考え方:有限要素モデル)	【評価条件】: 固 有周期,拘束条 件			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(e)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(機器の耐震支持方針又は固 有周期・拘束条件の考え方:質点系モデル)	【評価条件】: 固 有周期,拘束条 件		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	
		(f)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(配管の耐震支持方針又は固 有周期・拘束条件の考え方:標準支持間隔)	【評価条件】: 固 有周期,拘束条 件	機器・配管系の耐震計算で用いる固有周期及び 拘束条件の設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針
		(g)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(ダクトの耐震支持方針又は 固有周期・拘束条件の考え方:標準支持間隔)	【評価条件】: 固 有周期,拘束条 件		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-2】タンバの耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】タンバの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針
		(h)	【施設共通 基本設計方針】 機器・配管系の動的解析方法(電路等の耐震支持方針及び 固有周期・拘束条件の考え方:質点系モデル)	【評価条件】: 固 有周期,拘束条 件		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針
	6条27条-60	(a)	【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数(有限要素モデル)	【評価条件】: 減 衰定数		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
(b)		【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数(質点系モデル)	【評価条件】: 減 衰定数	機器・配管系の耐震計算で用いる減衰定数につ いて設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	
(c)		【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数(標準支持間隔)	【評価条件】: 減 衰定数		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針	
(d)		【施設共通 基本設計方針】 設計用減衰定数(建物・構築物)	【評価条件】: 減 衰定数	建物・構築物の耐震計算で用いる減衰定数につ いて設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針(3.3 設計用地震動又 は地震力)	

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目	分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価項目 ※評価条件については適合性評価の中の評価条件の設定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)
第5条, 第26条 地震 第6条, 第27条 地震による損傷の防止	6条27条-61-1	(a) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 建物・構築物)	【評価】	建物・構築物に要求される機能を維持するために必要な構造(構造強度設計)について、構造設計にて説明する。	※ 本文2.の添付書類の構成を踏まえた評価項目の整理を踏まえて今後追記する。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1-1】排気筒の地震応答計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1-2】排気筒の耐震計算書
		(b) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 機器・配管系: 有限要素モデル又は B, C クラス)	【評価】	機器・配管系は、要求される機能を維持するために必要な強度を有する構造であることを評価 (機器: 有限要素, 質点系) にて説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-2-2】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2】ラック/ビッド/棚の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-3】搬送装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-4】遮蔽設備の耐震計算書
		(c) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 機器・配管系: 質点系モデル)	【評価】			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
		(d) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (構造強度: 機器・配管系: 標準支持間隔)	【評価】	機器・配管系は、要求される機能を維持するために必要な強度を有する構造であることを評価 (配管系: 標準支持間隔法) にて説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
		(e) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (閉じ込め機能維持)	【評価】			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書
		(f) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (動的機能維持)	【評価】	機器・配管系は、要求される機能を維持するために必要な機能維持設計(当該機能が要求される各施設の特性に応じた許容限界の設定)がされていることを評価にて説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-2-2-2】ダンパの耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-1-3-2-3】ダンパの動的機能維持評価に関する耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-2-2】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-1-2-3-1】ダンパの耐震計算書
		(g) 【施設共通 基本設計方針】 機能維持の設計 (電気的機能維持)	【評価】			<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 <計算書> 【Ⅲ-2-1-2-1-1】剛体設備の耐震計算書
	6条27条-69	(a) 【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の建物・構築物の荷重の組合せ	【評価条件】: 荷重の組合せ	安全機能を有する施設の建物・構築物の耐震計算で用いる荷重の組合せについて設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
	6条27条-70	(a) 【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せ (有限要素モデル又は B, C クラス)	【評価条件】: 荷重の組合せ, 圧力, 比重(密度)		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(b) 【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せ (質点系モデル)	【評価条件】: 荷重の組合せ, 圧力, 比重(密度)	安全機能を有する施設の機器・配管系の耐震計算で用いる荷重の組合せ, 圧力及び比重(密度)について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(c) 【施設共通 基本設計方針】 安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せ (標準支持間隔)	【評価条件】: 荷重の組合せ, 圧力, 比重(密度)		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
	6条27条-71	(a) 【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せに関する構造設計 (重大事故等対処施設の建物・構築物)	【評価条件】: 荷重の組合せ	重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震計算で用いる荷重の組合せについて設定の考え方を説明する。	-	6条27条-69(a) に同じ
	6条27条-72	(a) 【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せに関する構造設計 (重大事故等対処施設の機器・配管系)	【評価条件】: 荷重の組合せ, 圧力, 比重(密度)	重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震計算で用いる荷重の組合せ, 圧力及び比重(密度)について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-70(b)及び(c) に同じ
	6条27条-73	(a) 【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (建物・構築物)	【評価条件】荷重の組合せ上の留意事項	建物・構築物の耐震計算で用いる荷重の組合せ上の留意事項について説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(b) 【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (機器・配管系: 有限要素モデル又は B, C クラス)	【評価条件】荷重の組合せ上の留意事項		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(c) 【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (機器・配管系: 質点系モデル)	【評価条件】荷重の組合せ上の留意事項	機器・配管系の耐震計算で用いる荷重の組合せ上の留意事項について説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(d) 【施設共通 基本設計方針】 荷重の組合せ上の留意事項 (機器・配管系: 標準支持間隔)	【評価条件】荷重の組合せ上の留意事項		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
	6条27条-75	(a) 【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの建物・構築物の許容限界	【評価条件】許容限界	Sクラスの建物・構築物の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1】耐震設計の基本方針
	6条27条-76	(a) 【施設共通 基本設計方針】 Bクラス及びCクラスの建物・構築物	【評価条件】許容限界	Bクラス及びCクラスの建物・構築物の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1-8】機能維持の基本方針
	6条27条-78	(a) 【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの機器・配管系の許容限界 (有限要素モデル)	【評価条件】許容限界		-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-2】有限要素モデル等を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(b) 【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの機器・配管系の許容限界 (質点系モデル)	【評価条件】許容限界	Sクラスの機器・配管系の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-1-3-2-1】定式化された計算式を用いて評価を行う機器の耐震計算書作成の基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
		(c) 【施設共通 基本設計方針】 Sクラスの機器・配管系の許容限界 (標準支持間隔)	【評価条件】許容限界		-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
	6条27条-79	(a) 【施設共通 基本設計方針】 Bクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界	【評価条件】許容限界	Bクラス及びCクラスの機器・配管系の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	【Ⅲ-1-1-11-1】配管の耐震支持方針 【Ⅲ-1-1-11-2】ダクトの耐震支持方針
	6条27条-80	(a) 【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の許容限界	【評価条件】許容限界	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物へ波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物を含む耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-75(a) に同じ
	6条27条-81	(a) 【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の許容限界	【評価条件】許容限界	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-76(a) に同じ
	6条27条-84	(a) 【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の許容限界	【評価条件】許容限界	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系(常設耐震重要重大事故等対処設備へ波及的影響を及ぼすおそれのある機器・配管系を含む)の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-78(b)及び(c) に同じ
	6条27条-85	(a) 【施設共通 基本設計方針】 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の許容限界	【評価条件】許容限界	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震計算で用いる許容限界について設定の考え方を説明する。	-	6条27条-79(a) に同じ
6条27条-89	(a) 【施設共通 基本設計方針】 波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	【評価条件】運用	波及的影響を防止するよう現場を維持するための運用については、評価対象の選定に関係するため、評価において説明する。	-	【Ⅲ-1-1-4】波及的影響に係る基本方針	
6条27条-90	(a) 耐震重要施設への下位クラスからの波及的影響(機器・配管系)	【評価】	6条27条-22(a) に同じ	※ 本文2.の添付書類の構成を踏まえた評価項目の整理を踏まえて今後追記する。	<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1】剛体設備の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-1】グローブボックスの耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-2】ラック/ビッド/棚の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-3】搬送装置の耐震計算書 【Ⅲ-2-2-2-2-4】遮蔽設備の耐震計算書	
	(b) 耐震重要施設への下位クラスからの波及的影響(建物・構築物)	【評価】	6条27条-22(b) に同じ		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 <計算書> 【Ⅲ-2-2-2-1-1-1】排気筒の地震応答計算書 【Ⅲ-2-2-2-1-1-2】排気筒の耐震計算書	
6条27条-91	(a) 常設耐震重要重大事故等対処設備への波及的影響	【評価】	6条27条-22(b) に同じ		6条27条-90(b) に同じ	
6条27条-93	(a) 【施設共通 基本設計方針】 一関東評価用地震動(機器・配管系)	【評価】 【評価条件】一関東評価用地震動(鉛直)	機器・配管系の一関東評価用地震動(鉛直)の影響評価を説明する。		<計算に関する基本方針等> 【Ⅲ-1-2-2-1】機器の耐震計算に関する基本方針 【Ⅲ-2-2-1】波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針 【Ⅲ-2-4-1-2-1】機器・配管系の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価 <計算書> 【Ⅲ-2-4-1-2-1 別紙1】燃料加工建屋の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果	

条文	基本設計方針 番号	解析・評価等の説明すべき項目		分類 (評価/評価条件)	説明内容	評価項目 ※評価条件については適合性評価の中の評価条件の設定の考え方で説明するため、「-」とする。	評価に係る添付書類等 (評価条件は、評価条件の設定の方針を示す書類とする)	
第10条 閉じ込め機能 第21条 核燃料物質等による汚染の防止	10条-11	(a)	閉じ込め	漏えい液受皿の必要容量	【評価】 【評価条件】 許容限界 (漏えい液受皿高さ) 【仕様表(評価)] 主要寸法 (漏えい液受皿高さ)	10条-① 漏えい液受皿の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する説明書 (3.9.1 漏えい液受皿の高さ評価, 3.10.1 漏えい液受皿の高さ評価)	
	10条-18	(a)	閉じ込め	施設外漏えい防止壁の必要高さ	【評価】 【評価条件】 許容限界 (漏えい液受皿高さ) 【仕様表(評価)] 主要寸法 (施設外漏えい防止壁の高さ)	10条-② 施設外漏えい防止壁の高さの閉じ込め機能に係る妥当性評価	【V-1-1-2-1】安全機能を有する施設の閉じ込め機能に関する説明書 (3.9.2 壁の高さ評価, 3.10.2 壁の高さ評価)	
第14条 安全機能を有する施設	14条個別-116	(a)	設定根拠	分析清液処理装置の系統性能としての容器等の容量等	【仕様表(評価)] 容量(容器、ろ過装置、ポンプ)、吐出圧力(ポンプ)、原動機出力(ポンプ)、外径・厚さ(主配管)	※ 本文2.の添付書類の構成を踏まえた評価項目の整理を踏まえて今後追記する。	【V-1-1-3】 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第16条 搬送設備	16条-1	(a)	設定根拠	搬送設備の定格荷重	【仕様表(評価)] 容量(搬送設備)		【V-1-1-3】 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第17条 核燃料物質の貯蔵施設	17条-6	(a)	崩壊熱除去に係る必要換気風量	貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の種類、含有率等の評価条件	【評価条件】 貯蔵施設で取り扱う核燃料物質の種類、Pu濃度、Pu量	-	【V-1-3】核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 (3.2 貯蔵施設における崩壊熱除去の設計) 【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量)	
	17条-7	(a)	貯蔵容器一時保管設備の必要容量等	貯蔵容器一時保管設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。			【V-1-3】核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	
	17条-9	(a)	原料MOX粉末缶一時保管設備の必要容量等	原料MOX粉末缶一時保管設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
	17条-10	(a)	ウラン貯蔵設備の必要容量等	ウラン貯蔵設備の構造から核燃料物質を必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
	17条-11	(a)	設定根拠	粉末一時保管設備の必要容量等	【仕様表(評価)] 容量(ラック/ピット/棚)			
	17条-12	(a)	ペレット一時保管設備の必要容量等	ペレット一時保管設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
	17条-13	(a)	スクラップ貯蔵設備の必要容量等	スクラップ貯蔵設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
	17条-14	(a)	製品ペレット貯蔵設備の必要容量等	製品ペレット貯蔵設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
	17条-15	(a)	燃料棒貯蔵設備の必要容量等	燃料棒貯蔵設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
	17条-16	(a)	燃料集合体貯蔵設備の必要容量等	燃料集合体貯蔵設備の構造から必要な量の核燃料物質を貯蔵できることを評価により説明する。				
17条-21	(a)	崩壊熱除去に係る必要換気風量	建屋排気設備の換気風量	【評価】 建屋排気設備が、崩壊熱除去から要求される換気風量以上の容量を有していることの妥当性評価を説明する。 なお、評価については、システム設計と合わせて説明する。			【V-1-3】核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 (3.2 貯蔵施設における崩壊熱除去の設計) 【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) ※総換気風量については、20条の必要排気風量にて示す。	
	(b)		グローブボックス排気設備の換気風量	【評価】 グローブボックス排気設備が、崩壊熱除去から要求される換気風量以上の容量を有していることを評価にて説明する。 なお、評価については、システム設計と合わせて説明する。				
	(c)	設定根拠	貯蔵施設の除熱評価	【仕様表(評価)] 容量(ファン)	建屋又はグローブボックスに設けられた給排気口から給排気される空気が対流し、貯蔵施設の境界である建屋コンクリート及びグローブボックスの温度が許容温度以下となることを評価にて説明する。		【V-1-3】核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書	
第20条 廃棄施設	20条-16	(a)	設定根拠	建屋排気機の原動機等	【仕様表(評価)] 原動機出力(ファン) 外径・厚さ(主配管)		【V-1-1-3】 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
	20条-19	(a)	必要換気風量	建屋排気設備の換気風量	【評価】 【仕様表(評価)] 容量(ファン)	※ 本文2.の添付書類の構成を踏まえた評価項目の整理を踏まえて今後追記する。	【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) 【V-1-1-3-4-1】設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (気体廃棄物の廃棄設備) ※ ※ファンの容量の適合性評価については、【V-1-4】の結果を引用する。 ※ファンの運転に必要な原動機出力の設定方針は、設定根拠に関する説明書により説明する。	
	20条-21	(a)	設定根拠	工程室排気機の原動機等	【仕様表(評価)] 原動機出力(ファン) 外径・厚さ(主配管)		【V-1-1-3】 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
	20条-23	(a)	必要換気風量	工程室排気設備の換気風量	【評価】 【仕様表(評価)] 容量(ファン)		【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) 【V-1-1-3-4-1】設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (気体廃棄物の廃棄設備) ※ ※ファンの容量の適合性評価については、【V-1-4】の結果を引用する。 ※ファンの運転に必要な原動機出力の設定方針は、設定根拠に関する説明書により説明する。	
	20条-25	(a)	設定根拠	グローブボックス排気機の原動機等	【仕様表(評価)] 原動機出力(ファン) 外径・厚さ(主配管)		【V-1-1-3】 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
	20条-29	(a)	必要換気風量	グローブボックス排気設備の換気風量	【評価】 【仕様表(評価)] 容量(ファン)		【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) 【V-1-1-3-4-1】設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (気体廃棄物の廃棄設備) ※ ※ファンの容量の適合性評価については、【V-1-4】の結果を引用する。 ※ファンの運転に必要な原動機出力の設定方針は、設定根拠に関する説明書により説明する。	
	20条-46	(a)	設定根拠	低レベル廃液処理設備の系統性能としての容器等の容量等	【仕様表(評価)] 容量(容器、ろ過装置、ポンプ)、吐出圧力(ポンプ)、原動機出力(ポンプ)、外径・厚さ(主配管)		【V-1-1-3】 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	
第23条 換気設備	23条-10	(a)	グローブボックス排気設備の換気風量	【評価】 グローブボックス排気設備が、グローブボックス等の負圧維持及びグローブ破損時の空気流入風速の維持並びにオープンポートボックス及びフードの開口部からの空気流入風速の維持に必要な換気風量を有していることを評価にて説明する。			【V-1-4】放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 (3.1.1(2)e. 気体廃棄物の廃棄設備の換気風量) ※総換気風量については、20条の必要排気風量にて示す。	
	23条-11	(a)	負圧維持に係る必要換気風量	【評価】 工程室排気設備が、工程室の負圧維持に必要な換気風量を有していることを評価にて説明する。				
	23条-12	(a)	建屋排気設備の換気風量	【評価】 建屋排気設備が、燃料加工建屋の負圧維持に必要な換気風量を有していることを評価にて説明する。				
	23条-21	(a)	構造強度	窒素循環設備の経路維持	【評価】 基準地震動 S s による地震力に対して、窒素循環設備の経路を維持するために必要なファン、配管、ダクト及び機械装置の耐震性について、評価にて説明する。		<計算に関する基本方針等> 【V-1-1-2-1-1】地震時に窒素循環の経路維持に必要な設備に係る耐震設計 【III-4-1】地震時に窒素循環の経路維持に必要な設備の耐震計算に関する基本方針 <計算書> 【III-4-2-1-1】副体設備の耐震計算書	